

## 「財産性収入」 中国経済新聞 080115 掲載

昨秋の中国共産党大会で胡錦濤書記がおこなった報告の一節に、「条件を創出して、より多くの民衆が財産所得を手にするようにする」（原文は「財産性収入」。北京週報の訳による）とあり、中国の庶民に注目されている。

財産所得とは何を指すのか。専門家の解説によると、利息・配当・家屋の賃貸収入・株や不動産の値上がりによる収入等が含まれる。つまり理財による所得のことで、都市部では賃金のような労働所得以外の収入を指す。

中国では長年来、労働による所得しか認められず、それ以外の収入はおしなべて「搾取」と見なされ糾弾されてきた。だから収入の増加は賃金の引き上げか、銀行預金の金利しか望めなかった。それが近年、庶民の所得の増加にともない、株式市場が脚光を浴びるようになり、このコラムの第三回に書いたような「炒（売買して儲ける）」ブームを生んだ。

ある調査によれば、有価証券の保有者が国民に占める比率は、米国の九〇％に対し中国は一〇％に過ぎず、可処分所得に占める財産所得の比率は、米国の四〇％に対し中国は二％（一人年間二四〇元）に過ぎない。もちろん、中国の数値は年々増加してはいるのだが、クリアすべき課題（胡報告の言う「創出すべき条件」）が、いくつかあるのではないか。

まず都市部の勤労者について言えば、労働所得を増やしてこそ、生活費の余剰分が財産獲得へ回るわけであり、胡報告もこのことを指摘している。同時に、いま有価証券などの財産を持っているのは主に都市部住民で、ほとんどの農民には無縁（前述の保有者一〇％という数字が、このことを端的に示している）、という現状を改めるためにも、農民の増収を図ることが基本課題である。ちなみに、北京など大都市近郊の農家では、家屋を出稼ぎ農民に貸す家賃収入が、財産所得の主な部分を占めるという。

次に、理財に役立つ大衆向け商品の開発が必要である。特に、株への「一極集中」はリスクが大きいので、各種ファンド・債券・保険・先物などで、大衆の資産規模と専門知識の実情に合った小口の新商品が求められている。

さらに、これらを運用する資本市場を整備し、仲介業者への監督を強めて、不正の温床になったり、大衆投資家がゆえなく損失を被ることを防がねばなるまい。

税制の面でも工夫の余地がある。格差縮小のため、低所得層の預金金利には減免措置を講じる一方、高所得層への累進課税、およびその徴収を強化することが望ましい。

大衆が財産所得を手にすることは結構だし、中国の識者によれば「財産所得の増加は所得格差縮小の効果的手段」とのことだが、運用如何によっては諸刃の剣で、逆に格差を拡大する手段にさえなりかねまい。今の「炒」ブームはどう変わっていくのだろうか。